

セネガル：新型コロナウイルス感染症に係る各種対策の再徹底について

【ポイント】

- 現在セネガルには、非常事態宣言が発出され、あわせてダカール州及びティエス州は夜間外出禁止令により、1月6日から当面の間、夜間21時から早朝5時までは外出及び移動が禁止となっています。
- このような状況の中、ダカール州、ティエス州を中心として依然新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、1月16日には国内過去最多の感染者数が報告されています。また17日には、当地では初の邦人の感染事例も確認されています。
- 1月14日には隣国ガンビアで新型コロナウイルスの変異種が発見された旨発表されています。
- 在留邦人の皆様におかれましては、不要不急の外出等を可能な限り控えていただき、再度感染予防に万全を期すとともに、邦人が新型コロナウイルスに感染した等の関連情報に接した場合には大使館にご一報ください。
- 夜間を中心として治安の悪化傾向もみられますので、安全のための三原則「目立たない」、「行動を察知されない」、「警戒心を怠らない」を心がけてください。
- 引き続きセネガルは、感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

【本文】

現在、セネガルには非常事態宣言が発出され、あわせてダカール州及びティエス州は夜間外出禁止令により、1月6日以降当面の間、夜間21時から早朝5時までの間、外出及び移動が禁止となっています。

今後、追加措置が発出される可能性がありますので、引き続き領事メールや報道等に留意していただき最新の情報入手に努めてください。

このような状況の中、ダカール州、ティエス州を中心としてセネガル全土において新型コロナウイルス感染症の感染が依然拡大しており、1月16日には国内過去最多の342名の感染者数が報告されています。また17日には、当地では初の邦人の感染事例も確認されています。

在留邦人の皆さまにおかれては、不要不急な外出や多人数での会食を可能な限り控えていただくとともに、マスクの着用、うがい、手洗い、消毒、換気の励行等引き続き感染予防にご留意ください。

邦人が新型コロナウイルスに感染した等の関連情報に接した場合には大使館にご一報ください。

また夜間を中心として強盗、ひったくり、デモ等治安の悪化傾向もみられますので、安全のための三原則「目立たない」、「行動を察知されない」、「警戒心を怠らない」を心がけて生活してください。

引き続きセネガルは感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)